

# 議 案 参 考 資 料

平成29年9月 定例会

## (目 次)

- 大村市松山テニスコート関係図面(第69号議案関係)……………( 1 )
- 大村市体育施設条例(新旧対照表)(第69号議案関係)……………( 3 )
- 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正概要(第70号議案関係)……………( 5 )
- 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(新旧対照表)(第70号議案関係)……………( 6 )
- 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年大村市条例第4号)(新旧対照表)(第70号議案関係)……………( 7 )
- 指定管理者候補者一覧(第71号議案～第80号議案関係)……………( 8 )
- 指定管理者候補者の選定結果について(第71号議案～第80号議案関係)( 9 )
- 市道路線廃止位置図(第82号議案関係)……………(14)
- 市道路線認定位置図(第83号議案関係)……………(15)
- 公用車の物損事故について(報告第8号関係)……………(18)
- 広域農道上の自動車破損事故について(報告第9号関係)……………(21)



位置図

長崎県立大村工業  
高等学校

大村市民プール

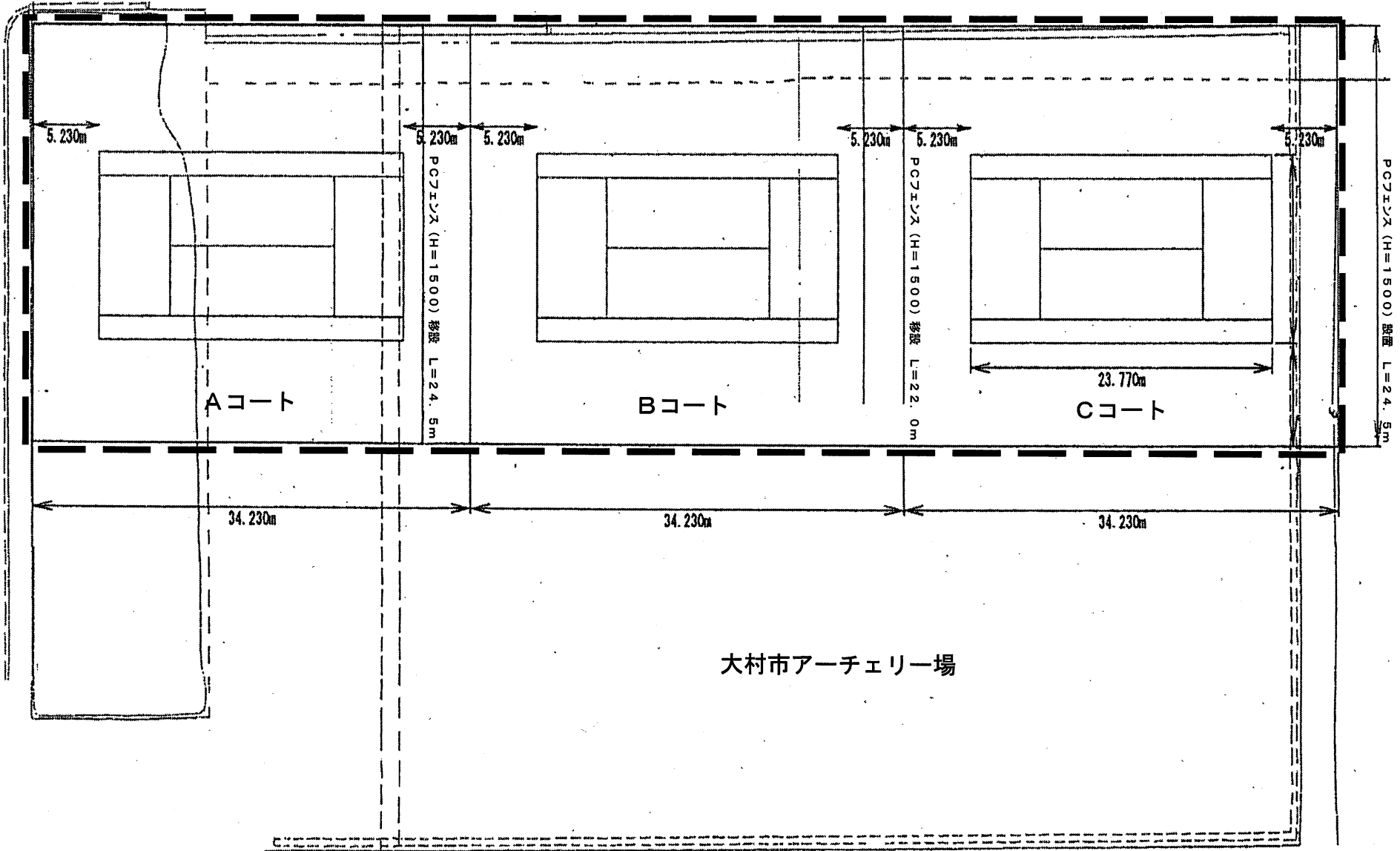
森園公園

至長崎空港

大村市環境センター

大村市松山テニスコート

大村浄水管理センター



大村市松山テニスコート 平面図

大村市体育施設条例（新旧対照表）

（  
3  
）

改正後	改正前
<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設（大村市松山テニスコートを除く。次条から第6条まで及び第17条の2において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場（別表第2の6に規定する多目的広場に限る。）を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者不在の場合における市長による管理)</p> <p>第17条の2 第3条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら体育施設の管理を行うことができる。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「市長」と、第7条第2項、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場（別表第2の6に規定する多目的広場に限る。）を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者不在の場合における市長による管理)</p> <p>第17条の2 第3条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら体育施設の管理を行うことができる。この場合において、第7条、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p>

改正後	改正前														
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理の特例)</p> <p>6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理は、市長が行う。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。)」とあるのは「市長」と、第7条第2項、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="183 879 1131 1078"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場</td> <td>大村市黒丸町5番地1</td> </tr> <tr> <td>大村市松山テニスコート</td> <td>大村市松山町565番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1	大村市松山テニスコート	大村市松山町565番地1	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理の特例)</p> <p>6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理は、市長が行う。この場合において、第7条、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 884 2112 1042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場</td> <td>大村市黒丸町5番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1
名称	位置														
略															
大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1														
大村市松山テニスコート	大村市松山町565番地1														
名称	位置														
略															
大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1														

# 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正概要（第70号議案関係）

## 1 改正の理由

地域包括支援センターに置く職員に関する基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で定める基準に従って市の条例で定めており、当該省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

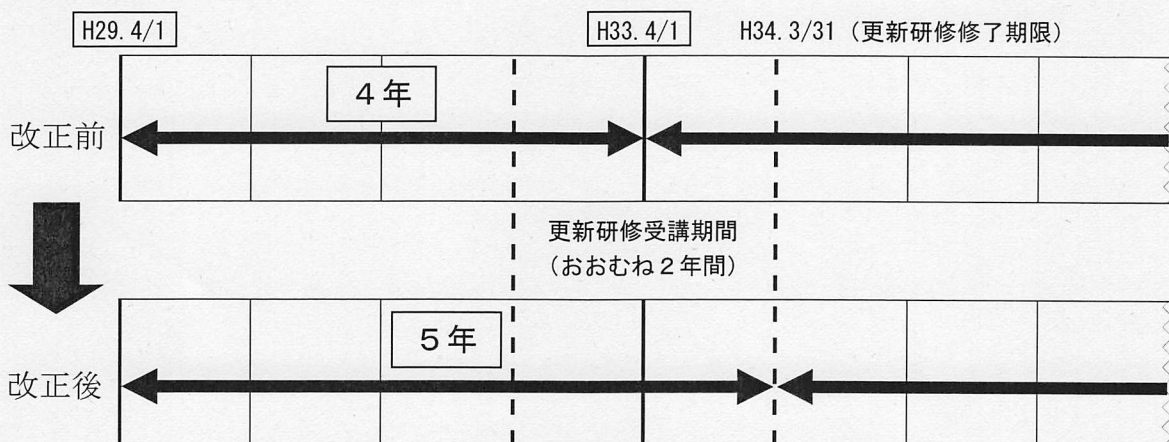
地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員には、主任介護支援専門員研修（以下「専門員研修」という。）又は主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）を修了した日から5年を超えない期間ごとに更新研修を修了することが義務付けられている。

しかし、改正前の条例では、「5年を超えない期間」の起算日が「専門員研修又は更新研修を修了した日」と規定されていることから、専門員研修又は更新研修を修了した日から5年を経過する日より前に更新研修を修了した場合、5年よりも短い期間で資格の有効期間が更新されることになる。

このため、資格の有効期間に関する規定を整理し、5年間の資格の有効期間を確保するための改正を行うものである。

### 【更新のイメージ】

平成29年4月1日に専門員研修を修了し、平成33年4月1日に更新研修を修了した場合



## 3 施行日

公布の日

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）であっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年大村市条例第4号）（新旧対照表）

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>（経過措置）</b></p> <p>2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 967 2116 1214"> <thead> <tr> <th>主任介護支援専門員研修の修了時</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度まで</td> <td>平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td> </tr> <tr> <td>平成24年度又は平成25年度</td> <td>平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td> </tr> </tbody> </table>	主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句	平成23年度まで	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに	平成24年度又は平成25年度	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句						
平成23年度まで	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに						
平成24年度又は平成25年度	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに						



指定管理者候補者一覧（第71号議案～第80号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
71	大村市陸上競技場ほか計 8施設	1	一般財団法人大村市文化・スポーツ 振興財団	3年
72	大村市民プール及び大村 市屋内プール	1	株式会社協栄	3年
73	大村市武道館	1	大村市武道館運営委員会	3年
74	大村市児童体育館	1	富の原一丁目町内会	3年
75	大村市弓道場	1	大村市弓道協会	3年
76	大村市北部運動広場	1	松原地区町内会長会	3年
77	大村市南部運動広場	1	三浦地区町内会長会	3年
78	大村市鈴田運動広場	1	鈴田地区町内会長会	3年
79	大村市アーチェリー場	1	大村市アーチェリー協会	3年
80	大村市黒木山小屋	1	大村山岳会	3年

指定管理者候補者の選定結果について（第71号議案～第80号議案関係）

第71号議案関係

公の施設の名称	大村市陸上競技場ほか計8施設		
指定管理者候補者	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	113,603千円		
参考額	116,991千円		
申請者数	1団体		
申請者	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	113,603,000円	適

第72号議案関係

公の施設の名称	大村市民プール及び大村市屋内プール		
指定管理者候補者	株式会社協栄		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	再指定制度		
債務負担行為の限度額	165,780千円		
参考額	166,713千円		
申請者数	1団体		
申請者	株式会社協栄		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	株式会社協栄	165,780,000円	81.25

第73号議案関係

公の施設の名称	大村市武道館		
指定管理者候補者	大村市武道館運営委員会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	大村市武道館運営委員会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	大村市武道館運営委員会	—	適

第74号議案関係

公の施設の名称	大村市児童体育館		
指定管理者候補者	富の原一丁目町内会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	富の原一丁目町内会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	富の原一丁目町内会	—	適

第75号議案関係

公の施設の名称	大村市弓道場		
指定管理者候補者	大村市弓道協会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	大村市弓道協会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	大村市弓道協会	—	適

第76号議案関係

公の施設の名称	大村市北部運動広場		
指定管理者候補者	松原地区町内会長会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	松原地区町内会長会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	松原地区町内会長会	—	適

第77号議案関係

公の施設の名称	大村市南部運動広場		
指定管理者候補者	三浦地区町内会長会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	三浦地区町内会長会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	三浦地区町内会長会	—	適

第78号議案関係

公の施設の名称	大村市鈴田運動広場		
指定管理者候補者	鈴田地区町内会長会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	鈴田地区町内会長会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	鈴田地区町内会長会	—	適

第79号議案関係

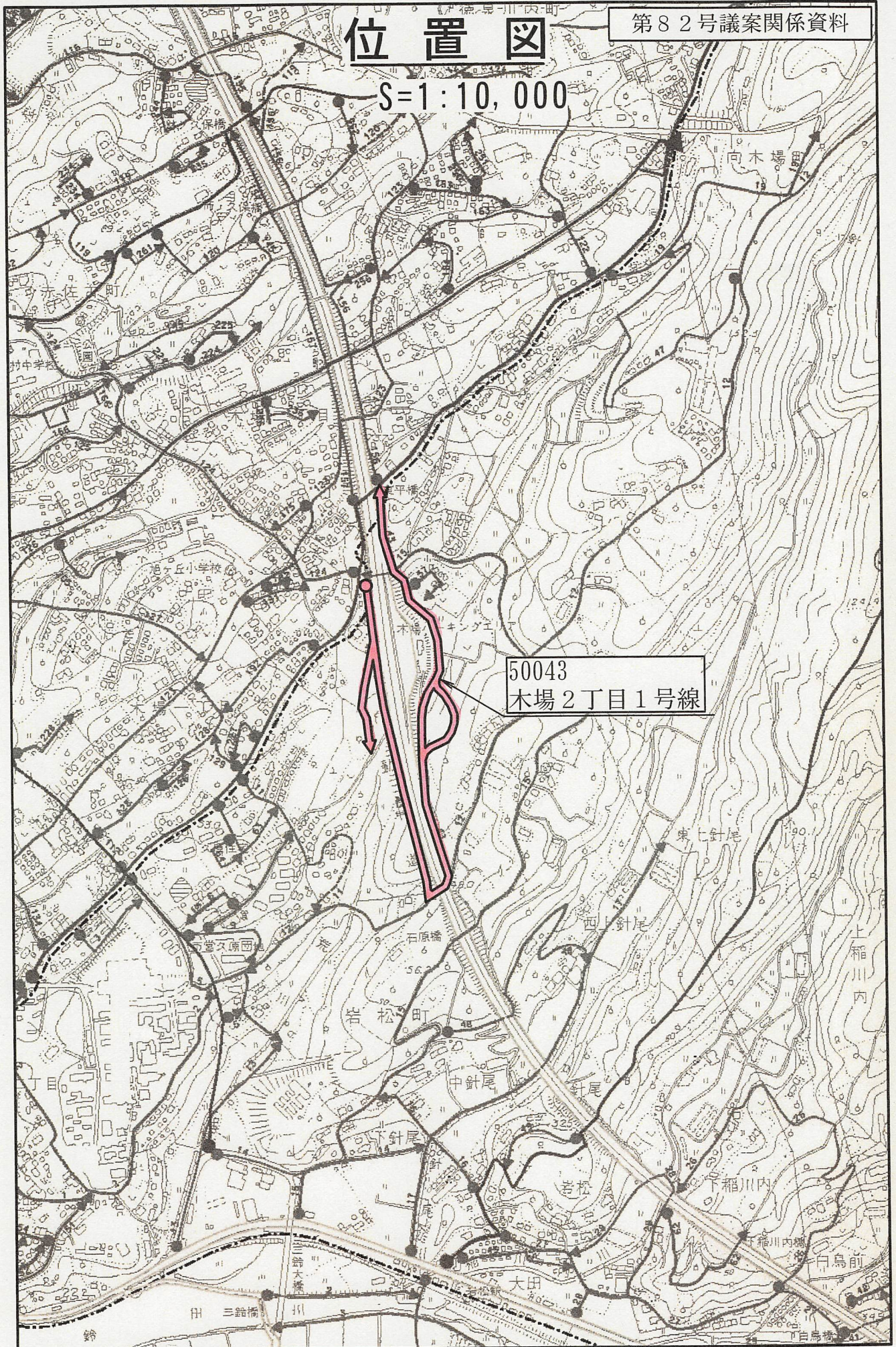
公の施設の名称	大村市アーチェリー場		
指定管理者候補者	大村市アーチェリー協会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	大村市アーチェリー協会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	大村市アーチェリー協会	—	適

第80号議案関係

公の施設の名称	大村市黒木山小屋		
指定管理者候補者	大村山岳会		
指定の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間		
募集方法	非公募		
債務負担行為の限度額	—		
参考額	—		
申請者数	1団体		
申請者	大村山岳会		
提案金額及び適否判定	申請者	提案金額	適否判定
	大村山岳会	—	適

# 位置図

S=1:10,000



# 位置図

S=1:10,000



20211  
杭出津1丁目3号線

40263  
玖島二丁目2号線



# 位置図

S=1:10,000

20215  
富の原二丁目16号線

20217  
富の原二丁目18号線

20216  
富の原二丁目17号線

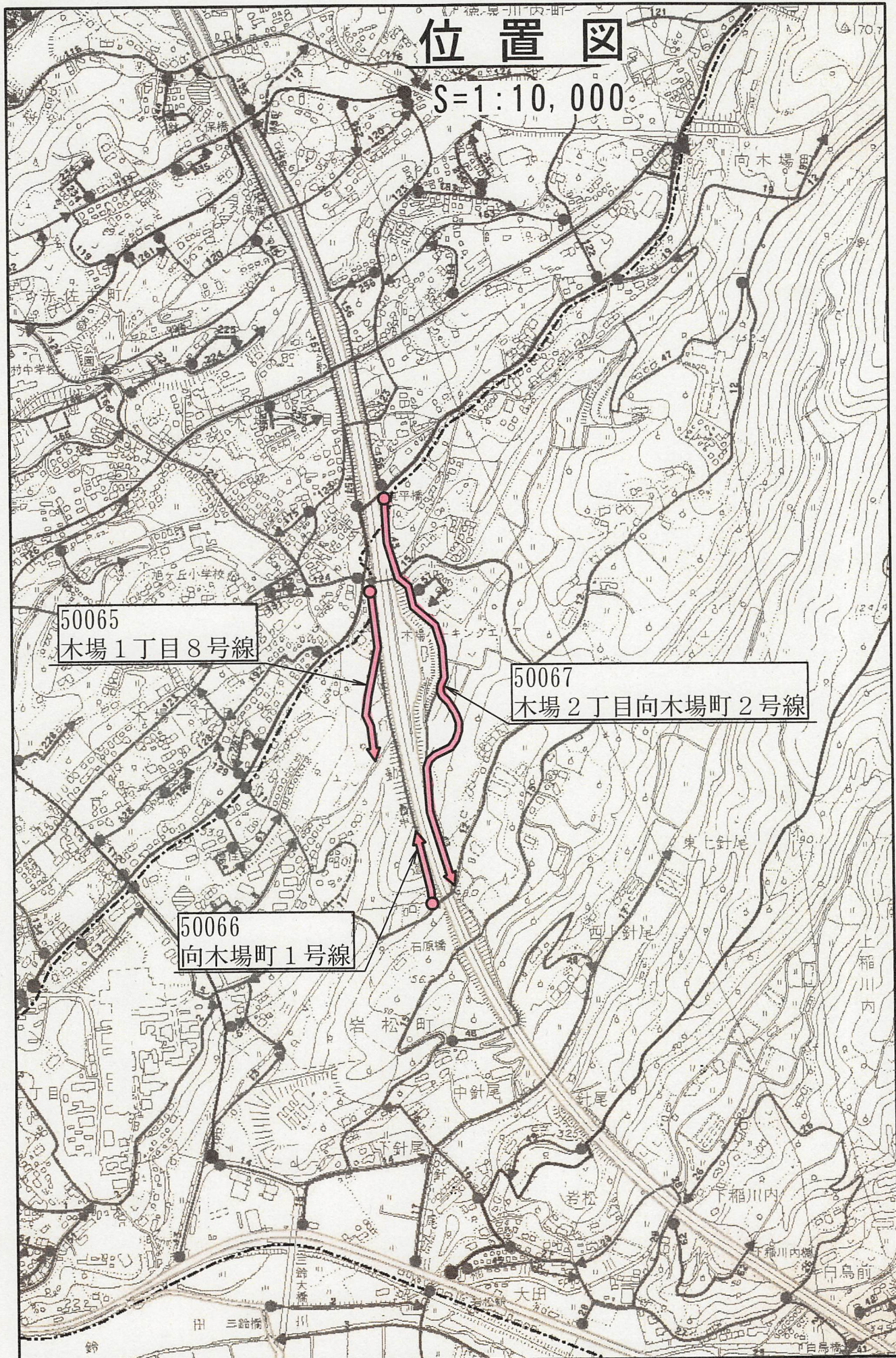
20214  
原口町6号線

20213  
古賀島町18号線

20212  
古賀島町17号線

# 位置図

S=1:10,000



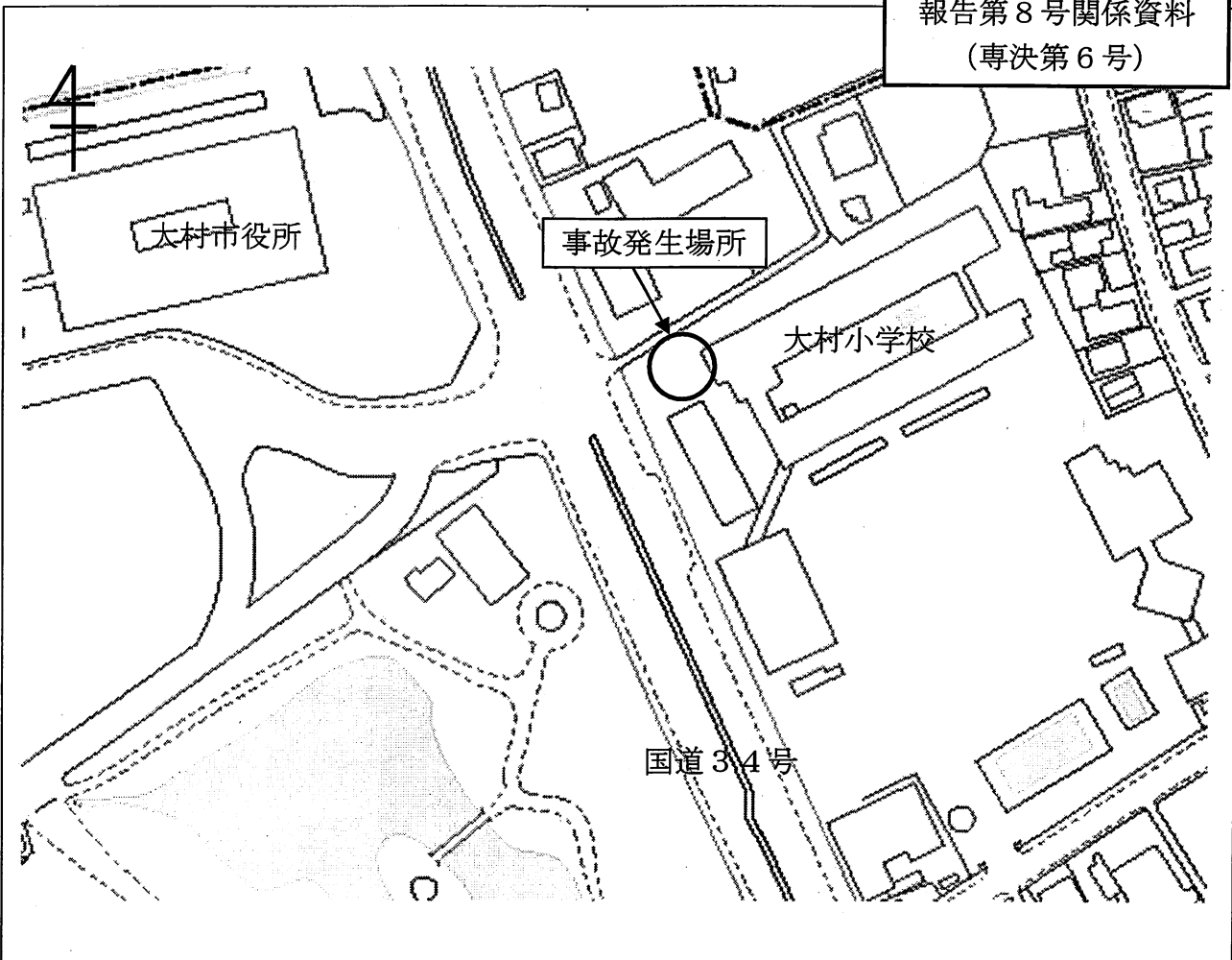
公用車の物損事故について（報告第8号関係）

専決第6号

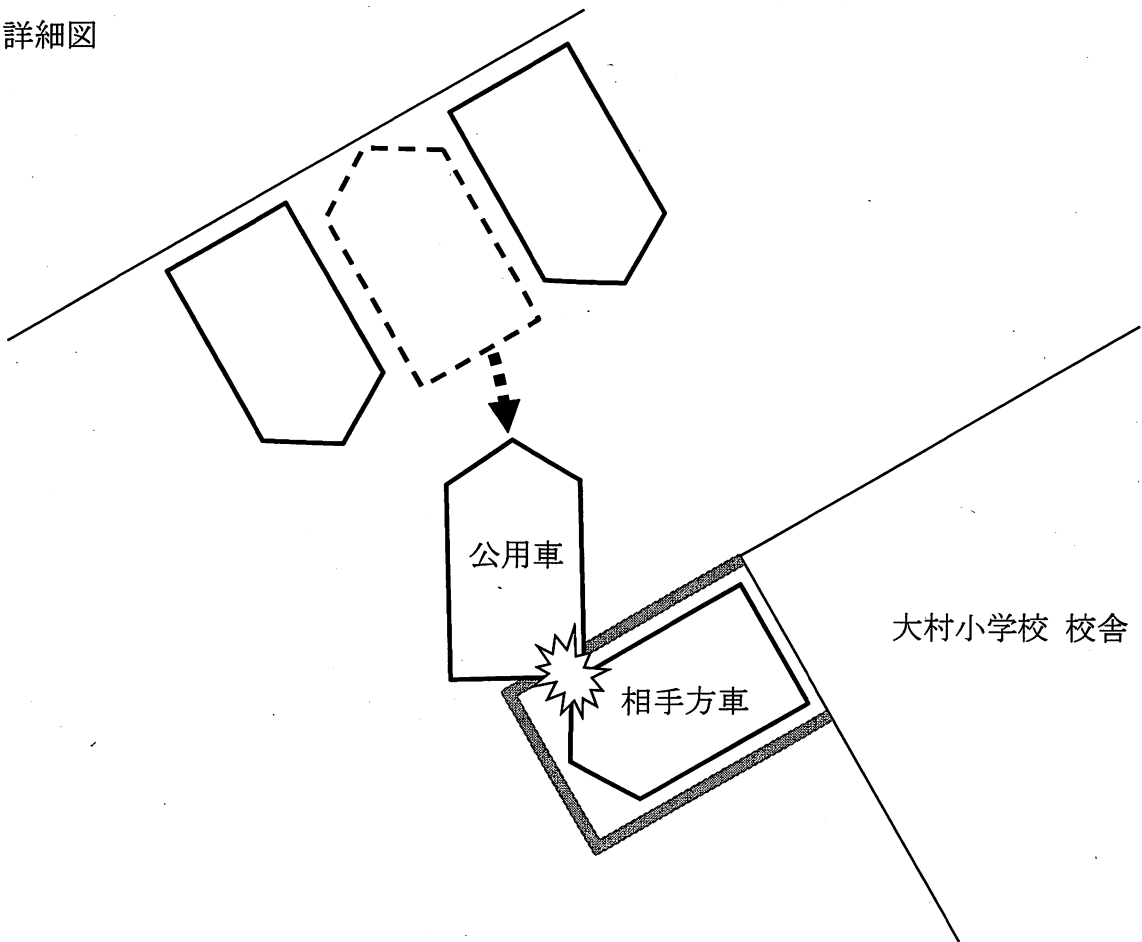
経緯	平成29年5月26日午前11時30分頃、本市教育委員会臨時職員が、大村市立大村小学校の駐車場内において、公用車を後進させた際、駐車していた[REDACTED]（以下「相手方」という。）所有の軽乗用車の右前部と接触し、損傷を与えた。
事故の原因及び処理	事故の原因は、当該職員が左後方の確認に気を取られ、右後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。 事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、次の内容により示談した。 なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう嚴重に注意した。
示談内容	大村市は、相手方に対し、修理費の全額91,282円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

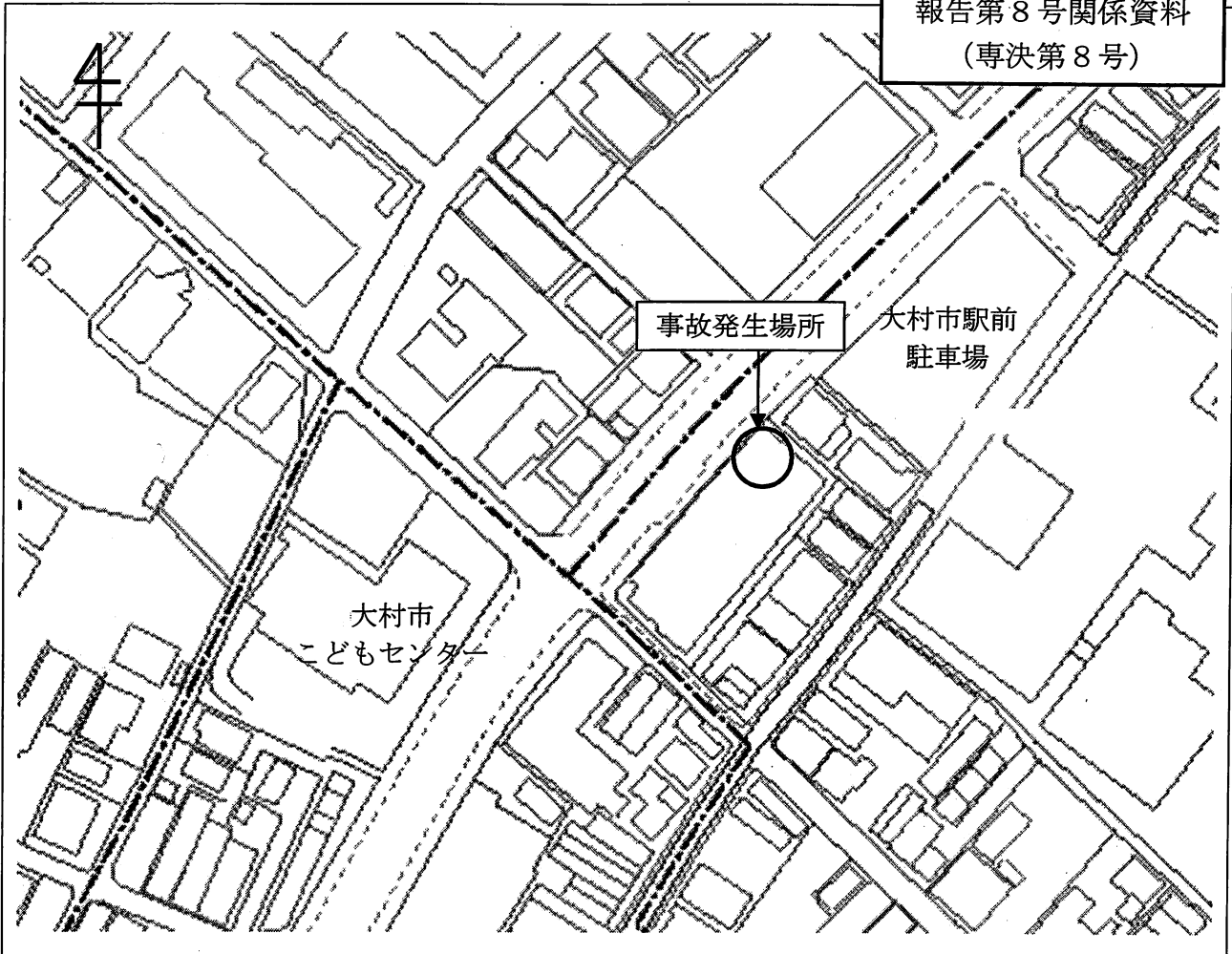
専決第8号

経緯	平成29年6月16日午前11時頃、本市教育委員会非常勤職員が[REDACTED]（以下「相手方」という。）所有の大村中央商店会パーキングに公用車を進入させた際、当該公用車上に搭載している看板が同パーキングに設置されている看板に接触し、損傷を与えた。
事故の原因及び処理	事故の原因は、当該職員の車両の高さの認識不足によるものである。 事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、次の内容により示談した。 なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう嚴重に注意した。
示談内容	大村市は、相手方に対し、修理費の全額49,680円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

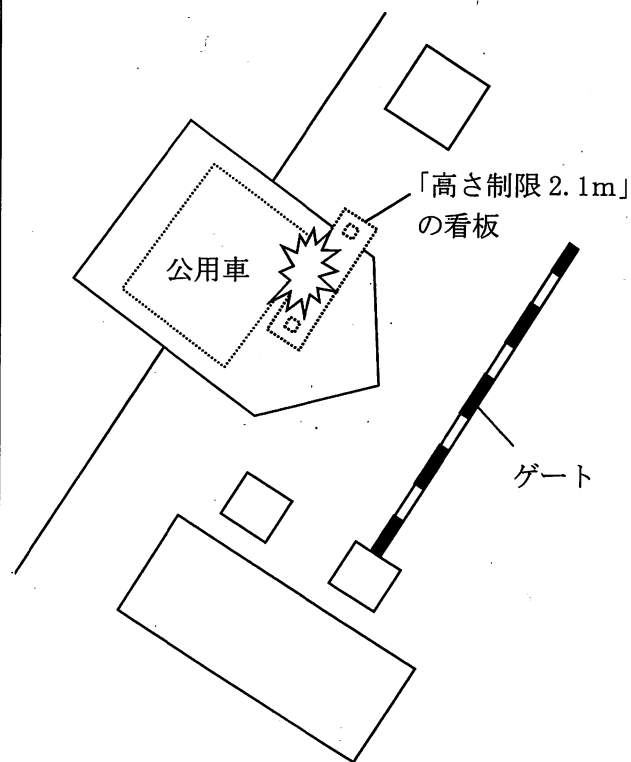


詳細図

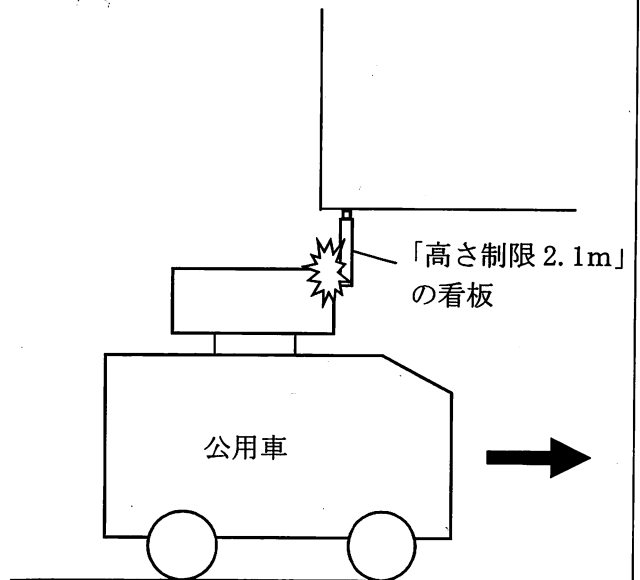




詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)



## 広域農道上の自動車破損事故について（報告第9号関係）

### 1 経緯

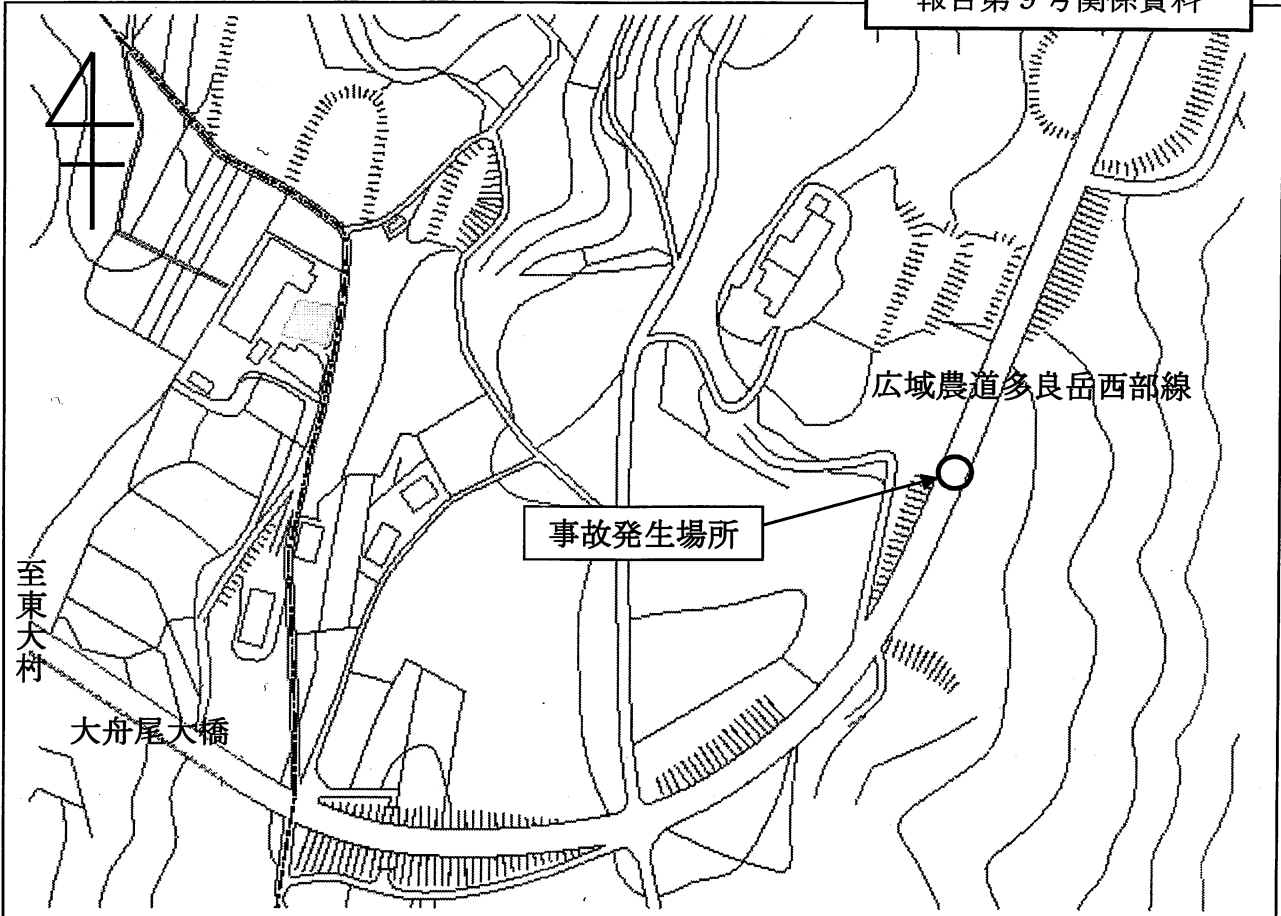
平成29年8月1日午後2時頃、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の中型トラックが広域農道多良岳西部線を走行中、道路ののり面から道路上にはみ出していた樹木に接触し、左側サイドミラーを損傷した。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、根が腐食した樹木が倒れかかって道路上にはみ出していたが、その発見が遅れ、伐採等の安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、当該樹木を伐採した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額56,030円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

